

第32回 青葉・石川自治会 自主防災会 総会

日時 令和4年3月27日（日）
AM9:30～10:30

場所 リアルエステートパートナーズ
ひたちなか支店 大会議室

青葉・石川自治会



<http://aobaishikawa.web.fc2.com/>

総会次第

- (1) 開会の言葉 副会長
- (2) 出席確認 副会長
- (3) 自治会長挨拶 イベント・防災・高齢化へ対応 会長
- (4) 議長選出および書記 議長：副会長 書記：副会長
- (5) 議事
- ① 令和3年度 青葉・石川自治会事業報告 会長
 - ② 令和4年度 事業計画案説明 会長
 - ③ 令和3年度 収支決算報告 会計・監査
 - ④ 令和4年度 収支予算案説明 会計
 - ⑤ 規約改正 会長
自治会規約改正 主な変更点：自治会会計（副会長兼務）
社会福祉協議会規約（今回はありません）
自主防災会の規約（今回はありません）
 - ⑥ その他
青葉・石川ときめき元気塾から 保険推進
いきいき健康クラブから クラブ代表
高校生・大学生の自治会お手伝いのお願い 会長
選挙立会人に関して（3回） 班長・組長から選出 会長
民生児童委員の推薦・立候補のお願い R4年12月～ 会長
慶弔費（一人暮らし世帯の対応）会長
資源回収・防犯灯街路灯に関して 会長
- (6) 令和4年度新役員選出（令和3年度役員継続）
- | | | | |
|--------------------------|----|----|---|
| 会長（市協力委員） | 西宮 | 秀樹 | 様 |
| 副会長（市副協力委員・スポーツ指導員・行事担当） | 鈴木 | 伸一 | 様 |
| 副会長（石川地区 書記） | 宮田 | 博昭 | 様 |
| 副会長（青葉地区 書記） | 眞田 | 幸尚 | 様 |
| 副会長（自治会会計） | 鈴山 | 祐二 | 様 |
| 会計監査 | 白濱 | 佐和 | 様 |
- (7) 新役員紹介及び子ども会役員紹介 副会長
- (8) 閉会の言葉 副会長

令和3年度（R4. 3. 27） 総会挨拶
青葉石川自治会 会長 西宮秀樹

本日はお忙しい中、自治会総会にご出席いただきありがとうございました。昨年度から総会を役員のみで行うこととなり、2年連続で新型コロナウイルスの影響によるイベントの縮小や一部中止となりました。このような中、自治会活動にご協力いただき心から感謝申し上げます。

青葉石川地区は14棟目の大型マンション（プレイブ）の完成により、4月から新会員様55世帯の加入をいただき、市内で最も多い世帯数の自治会となりました。さらに令和5年3月には、石川地区に15棟目のマンションが完成し50世帯が入居の予定となります。約17年前から進められた都市計画もいよいよ最終段階となり、これからも住民様の意見や要望を伝えるために、市の都市計画課やマンション開発業者様との話し合いを継続していきます。

令和4年度の主な事業としては、昨年度中止になった夏祭りやフリーマーケット、花火大会などの三世代交流を目的としたイベントを企画しています。敬老会については、新型コロナの感染の影響を考慮して、記念品のみ配布する予定です。市の防災訓練については、マンションや自治会独自で行っています。マンションの避難訓練は、市の防災訓練と同日に実施するようにお願いをしています。自治会としては、災害時における防災備品の見直しや交換廃棄を行い、迅速な防災拠点の設営や防災備品の配布を行える体制づくりを目指します。次年度も、事業様や地域の小売店様から飲み物やお菓子の協賛を募る方向で進め、災害が起きた場合は食材・水の確保などを依頼します。イベントの当日は、地域の高校生や大学生にもお手伝いをお願いいたします。

令和4年度以降の課題としては、住民の高齢化や急激な世帯数増加、地域の防犯の対応が挙げられます。昨年から今年にかけて自治会内の街路灯が7度にわたり壊され、NHK・茨城新聞・朝日新聞・日テレに取り上げていただき再犯の予防をお願い致しました。また、駐車場の車の盗難もありました。自治会としては高齢者向けのクラブの助成、警察やマンション理事長・管理人との情報交換、子ども会の助成やサポート、防災倉庫の整備、民生児童委員2名（現在3年間1名欠員）の追加推薦などが当面の目標です。本年度も民生児童委員（12月から）が欠員の場合は、自治会独自の協力員をお願いする方向になりますので、住民様から推薦をお願い致します。これからもあらゆる世代が安心安全に暮らせる街であり続けられるよう努力したいと思っておりますので、今後ともご協力をよろしくお願い致します。

令和3年度 事業報告		令和4年度 事業案	
月 日	内 容	月 日	内 容
4/25 日	三世代交流桜フェス 中止	4/24 日	三世代交流桜フェス 中止
5/ 8 土	第 1 回大平公園除草作業	5/ 7 土	第 1 回大平公園除草作業と備品整理
6/ 5 土	第 2 回大平公園除草作業 第 1 回幹部会議	6/ 4 土	第 2 回大平公園除草作業 第 1 回幹部会議
6/27 日	第 1 回役員会 自治会費最終納付日 三世代交流サマーフェス計画	6/26 日	第 1 回役員会 自治会費最終納付日 三世代交流サマーフェス計画
7/ 3 土	第 3 回大平公園除草作業	7/ 2 土	第 3 回大平公園除草作業
7/18 日	第 2 回役員会 敬老会関係 第 2 回幹部会議	7/17 日	第 2 回役員会 敬老会関係 第 2 回幹部会議
8/ 7 土	第 4 回大平公園除草作業	8/ 6 土	第 4 回大平公園除草作業
8/22 日	ひたちなか祭り 中止	8/21 日	ひたちなか祭り
8/28 土	市防災訓練は自治会防災訓練で実施	8/27 土	市防災訓練は自治会防災訓練で実施
8/29 日	三世代交流夏祭り 中止	8/28 日	三世代交流夏祭り
9/ 4 土	第 5 回大平公園除草作業	9/ 3 土	第 5 回大平公園除草作業
9/ 5 日	第 3 回役員会 三世代交流防災訓練計画 自治会敬老会 記念品配布	9/ 4 日	第 3 回役員会 三世代交流防災訓練計画 自治会敬老会(記念品のみ配布)
10/10 日	マンション理事長情報交換会第3回	10/ 9 日	マンション理事長情報交換会第 4 回
10/24 日	三世代交流防災訓練・地区清掃	10/23 日	三世代交流防災訓練・地区清掃
11/ 7 日	第 4 回役員会 歳末共同募金納付 三世代交流年末フェスの計画	11/ 6 日	第 4 回役員会 歳末共同募金納付 三世代交流年末フェスの計画
12/19 日	三世代交流年末フェス・地区清掃	12/18 日	三世代交流年末フェス・地区清掃
1/23 日	勝田マラソン 中止	1/22 日	勝田マラソン
2/20 日	子ども会新役員顔合わせ 第 5 回役員会 青葉班役員会	2/19 日	子ども会新役員顔合わせ 第 5 回役員会
3/20 日	第 3 回幹部会議 次年度計画案	2/19 日	第 3 回幹部会議 次年度計画案
3/27 日	自治会・自主防災会総会 第 4 回幹部会議	3/26 日	自治会・自主防災会総会 第 4 回幹部会議

令和3年度 青葉石川自治会・自主防災会決算報告書

【期間】

令和3年4月 ～ 令和4年3月

収入額 ¥9,639,224

内前年度繰越金 6,507,737

支出額 ¥9,639,224

内次年度繰越金 ¥7,806,715

収入の部

No	科目	予算 (A)	決算 (B)	増減 (B-A)	備考
①	繰越金	6,507,737	6,507,737	0	
①	会費	1,072,000	954,600	-117,400	二重納付分減額
②	助成金	1,400,000	1,318,100	-81,900	敬老会記念品代減額 その他全般、世帯数に応じた増額
③	還元金	800,000	848,730	48,730	資源回数世帯数増加による増額(年2回) マンション新規
④	雑収入	50	10,057	10,007	R2年度自治会連合費一部返金
	(①～④小計)	3,272,050	3,131,487	-140,563	
	合計	9,779,787	9,639,224	-140,563	

支出の部

科目	予算 (A)	決算 (B)	増減 (B-A)	備考
① 会議費	20,000	29,320	9,320	参加人数増加
② 渉外費	150,000	66,000	-84,000	慶弔費 小地域ネットワーク謝礼金 コロナにより食事会議減額
③ HP維持管理費	120,000	120,000	0	追加 スマートフォン向けサイト運営費
④ 子ども会助成金	160,000	146,808	-13,192	各子供会5万円+ケーキ代・卒業記念
⑤ 団体助成金	70,000	70,000	0	イキイキ健康クラブ ライフタウン除草代助成金
⑥ ボランティア活動費	45,000	40,000	-5,000	民生委員活動費
⑦ 研修費	30,000	0	-30,000	コロナにより研修全中止
⑧ 印刷費	40,000	40,035	35	プリンター・インク代
⑨ 備品費	150,000	143,380	-6,620	パソコン代(自治会長管理) プリンター修理費 ※PC助成金あり
⑩ 体育費	30,000	10,000	-20,000	キックベース中止 救急箱代交換費
⑪ 文化費	320,000	248,862	-71,138	敬老会 ※市と社協から補助金あり約5万円
⑫ 安全費	10,000	0	-10,000	昨年同様 使用なし
⑬ 環境費	15,000	22,891	7,891	除草作業にて飲み物+食べ物 ※助成金4万5千あり
⑭ 防犯灯維持費	50,000	57,097	7,097	電気代
⑮ 保険加入費	80,000	80,520	520	自治会連合保険
⑯ 3世代交流事業費	700,000	350,107	-349,893	コロナにより昨年度同様、回数縮小して実施
⑰ 役員手当	230,000	229,600	-400	来年度マンション世帯増加+10000円
⑱ 防災・防犯関係費	50,000	109,786	59,786	防災用テーブル 6台 ※助成金9万9千円
⑲ 雑支出	70,000	68,103	-1,897	事務消耗品 防災倉庫処分費
小計(①-⑲)	2,340,000	1,832,509	-507,491	コロナでの子供会活動・3世代交流活動の縮小 伴って会議縮小・中止
残高(繰越金)	7,439,787	7,806,715	366,928	
合計	9,779,787	9,639,224	-140,563	

上記のとおり、青葉・石川自治会・自主防災会の令和2年度の決算を報告します。

2022/03/19

自治会会計

鈴木祐二



監査報告

令和2年度 青葉・石川自治会・自主防災会決算報告書に関して
関連帳簿、領収証、貯金帳簿の監査を実施しました。

監査の結果、いずれも適正かつ正確に執行されていることを確認しましたので、
ご報告致します。

2022/03/19

自治会監査

白濱佐和



令和4年度 青葉石川自治会・自主防災会予算(案)

【期間】

令和4年4月 ～ 令和5年3月

収入予算額 ￥11,058,767

内前年度繰越金 ￥7,806,715

支出予算額 ￥11,058,767

内次年度繰越金 ￥8,629,767

収入の部

No	科目	前年度予算 (A)	前年度実績	今年度予算 (B)	増減 (B-A)	備考
①	繰越金	6,507,737	6,507,737	7,806,715	1,298,978	
①	会費	1,072,000	954,600	1,072,000	0	新マンション55世帯追加済み
②	助成金	1,400,000	1,318,100	1,320,000	-80,000	敬老会助成金を含む
③	還元金	800,000	848,730	850,000	50,000	世帯数増加
④	雑収入	50	10,057	10,052	10,002	自治会連合費返金予定
	(①～④小計)	3,272,050	3,131,487	3,252,052	-19,998	
	合計	9,779,787	9,639,224	11,058,767	1,278,980	

支出の部

科目	前年度予算 (A)	前年度実績	今年度予算 (B)	増減 (B-A)	備考	
① 会議費	20,000	29,320	25,000	5,000	役員会総会飲料代	
② 渉外費	150,000	66,000	150,000	0	連合費 慶弔費 交通費	
③ HP維持管理費	120,000	120,000	140,000	20,000	PC・スマホのホームページの作成・維持・管理代	
④ 子ども会助成金	160,000	146,808	160,000	0	各イベント+クリスマス会+卒業記念代	
⑤ 団体助成金	70,000	70,000	70,000	0	いきいき健康クラブ、ライフタウン除草助成	
⑥ ボランティア活動費	45,000	40,000	45,000	0	保険推進・民生委員協力費	
⑦ 研修費	30,000	0	30,000	0	保険推進・スポーツ・民生児童委員代研修代	
⑧ 印刷費	40,000	40,035	40,000	0	民生委員瓦版、自治会関係資料	
⑨ 備品費	150,000	143,380	150,000	0	イベント用備品 プリンター修理・購入	
⑩ 体育費	30,000	10,000	30,000	0	キックベース中央大会 昼食代	
⑪ 文化費	320,000	248,862	260,000	-60,000	敬老会(記念品配布)	
⑫ 安全費	10,000	0	10,000	0	防災倉庫 防犯関係等	
⑬ 環境費	15,000	22,891	23,000	8,000	除草作業飲み物代・公園ゴミ処分代	
⑭ 防犯灯維持費	50,000	57,097	90,000	40,000	電灯修理 電気代値上がり	
⑮ 保険加入費	80,000	80,520	81,000	1,000	自治会 会員55世帯 入会予定	
⑯ 3世代交流事業費	700,000	350,107	700,000	0	防災用備品含む	
⑰ 役員手当	230,000	229,600	255,000	25,000	自治会 会計幹部役員扱い (規約改正)	
⑱ 防災・防犯関係費	50,000	109,786	100,000	50,000	廃棄処分・購入(99000円助成あり)	
⑲ 雑支出	70,000	68,103	70,000	0	消耗品・修理・備品廃棄代	
	小計(①-⑲)	2,340,000	1,832,509	2,429,000	89,000	
	繰越金(積立金)	7,439,787	7,806,715	8,629,767	1,189,980	
	合計	9,779,787	9,639,224	11,058,767	1,278,980	

上記のとおり、青葉・石川自治会・自主防災会の令和3年度の予算(案)を提出します。

2022/03/27

自治会会計

鈴山 祐二



青葉・石川自治会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、青葉・石川自治会(以下「会」という)と称し、事務所を自治会長宅に置く。

(組織)

第2条 本会は、ひたちなか市青葉町及び石川町(以下「2町」という)の住民をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、2町住民の親睦融和を図るとともに、共同の安全と福祉の増進をもって、地域社会の向上発展に寄与することを目的とする。^[来歴]

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 自治会内の親睦に関すること。
- (2) 生活及び環境の改善向上に関すること。
- (3) 文化及びスポーツの向上に関すること。
- (4) 自治会内の各種団体の育成に関すること。子供会、いきいき健康クラブ等。^[来歴]
- (5) その他第3条に掲げる目的達成に必要な事業に関すること。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| (1) 自治会長 | 1名 |
| (2) 副自治会長 | <u>1名、必要な場合は副自治会長を4名とする</u> ^[来歴] |
| (3) 班長 | <u>17名(青葉町5名、石川町12名)</u> ^[来歴] |
| (4) 運営委員長 | <u>会長が兼務する</u> ^[来歴] |
| (5) 会計 | 1名、 <u>副自治会長が兼務できる</u> ^[来歴] |
| (6) 書記 | 1名、 <u>副自治会長が兼務できる</u> ^[来歴] |
| (7) <u>監査</u> ^[来歴] | 1名 |
| (8) <u>自治会民生児童協力委員</u> | 民生児童委員が欠員の場合に1名
<u>(自治会長の推薦 または 保険推進委員からの選任)</u> ^[来歴] |

2 自治会長、副自治会長、会計、書記 及び 監査^[来歴] は総会において選出する。

3 班長は、2町の各班内で選出する。

4 運営委員は幹部役員と自治会長が必要と認める者とする。^[来歴]

(役員の仕事)

第6条 自治会長は、本会を代表し会務を総理する。

2 副自治会長は、自治会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

3 班長は、担当班の事業の推進にあたる。

4 運営委員長は、所属委員会の運営にあたる。

5 会計は、本会の会計事務を担当する。

6 書記は、本会の事業計画に基づく事業等を記録する。

7 監査は、本会の会計を監査する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 運営委員会

第9条 総会は、本会の最高議決機関であって全会員で構成し、役員会が必要と決定したとき、及び、会員の3分の1以上の者から請求があったとき、臨時に会長が招集して開催する。

2 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 規約の改廃に関すること。
- (2) 事業報告及び事業計画に関すること。
- (3) 決算及び予算に関すること。
- (4) その他自治会長が必要と認めるもの。

3 議事は、出席者の過半数で議決する。^[来歴]

第10条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

2 議事は、出席者の過半数で議決する。^[来歴]

第11条 本会に、別表第1に定める運営委員会を置く。

2 運営委員会は、会内の各種事業実践にあたり、その企画立案及び事業の推進を図るものとする。

3 運営委員会は、必要に応じ委員長が招集する。^[来歴]

(会計)

第12条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 会費は、1世帯当たり年額1,200円(月額100円)^[来歴]とし、原則として6月末日までに会計に納入する。

3 会費を納入する者とは、毎年4月1日現在において、青葉・石川自治会範囲内に移住する者を対象とする。年度途中での転入者は月割りで納入、転出者はその年の会費払い戻しは行わない。

4 青葉・石川自治会会員で同一世帯での同居家族が死亡された時は、
霊前として、青葉・石川自治会長名で5,000円を支払う。(お返しは無しとする)^[来歴]

5 本会の会計は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、青葉・石川自主防災会、ひたちなか市社会福祉協議会 青葉・石川支部 の会計を一括して処理するものとする。

(役員手当)

自治会役員(副自治会長,班長,組長,会計,書記)に、下記により手当を支払う。

1 対象期間：会計年度ごと

2 支払金額：副自治会長23,500円, 会計4,000円, 書記4,000円, スポーツ指導員5,000円,
班長3,000円+72円×担当世帯数, 組長2,100円+72円×担当世帯数
(担当世帯数は10月1日現在とする),

自治会民生児童協力委員40,000円(民生児童委員弁済金総額の1/2相当)^[来歴]

副自治会長、班長、組長が兼務の場合は、上位の役職分のみで支払う。

3 支払は、総会時に過去1年分として、現職の役員に支払う。

年度途中で交代ある場合は前任者と按分する。

4 計算手当の100円未満は切り上げとする。

付則 この規約は、令和4年4月1日から施行、適用する。

別表第1 <第8条第3号による運営委員会>

運営委員会	分掌事項
1. 環境委員会 (幹部役員) ^[来歴]	社会福祉・下水の清掃・環境衛生・予防衛生・保健衛生・公害対策・交通安全・子供会・各クラブ ^[来歴] ・消費生活、その他環境に関すること。
2. 安全委員会 (幹部役員) ^[来歴]	緑の保存・道路・区画整理・都市整備・排水路・交通安全施設・防犯・防災、その他安全に関すること。
3. 文化委員会 (民生児童委員) ^[来歴]	社会教育,学校教育,その他教養に関すること。
4. 体育委員会 (スポーツ指導委員) ^[来歴]	スポーツ振興・レクリエーション,各種イベント ^[来歴] ,その他の体育に関すること。
5. 青少年委員会 (民生児童委員) ^[来歴]	青少年の健全・育成に関すること。
6. 福祉委員会 (民生児童委員) ^[来歴]	特に、高齢者、幼児の福祉に関すること。

* 上記の各委員会は、自治組織活動を行ううえで、コミュニティ推進活動との運動を前提として、組織づけしたものである。

[改定来歴]

第3条	H19(2007).03.18	安全 追記
第4条(4)	H11(1999).04.04	子供会 追記
	H22(2010).04.04	いきいき健康クラブ 追記
第5条(2)	H14(2002).03.31	[変更前]1名 → [変更後]1名,必要な場合は副自治会長を2名とする
	H17(2005).03.31	[変更前](上記) → [変更後]1名,必要な場合は副自治会長を3名とする
	H24(2012).04.01	[変更前](上記) → [変更後]1名,必要な場合は副自治会長を4名とする
	H26(2014).04.06	[変更前](上記) → [変更後]1名,必要な場合は副自治会長を5名とする
	H29(2017).04.02	[変更前](上記) → [変更後]1名,必要な場合は副自治会長を3名とする
	R04(2022).03.27	[変更前](上記) → [変更後]1名,必要な場合は副自治会長を4名とする
第5条(3)	H15(2003).03.30	班長数変更
	H17(2005).03.31	班長数変更
	H20(2008).04.06	班長数変更 [変更後]9名(青葉町4名,石川町5名)
	H23(2011).04.03	班長数 [変更前](上記) → [変更後]11名(青葉町5名,石川町6名)
	H26(2014).04.06	班長数 [変更前](上記) → [変更後]12名(青葉町5名,石川町7名)
	H28(2016).04.03	班長数 [変更前](上記) → [変更後]14名(青葉町5名,石川町9名)
	R02(2020).03.29	班長数 [変更前](上記) → [変更後]16名(青葉町5名,石川町11名)
	R04(2022).03.27	班長数 [変更前](上記) → [変更後]17名(青葉町5名,石川町12名)
第5条(4)	H15(2003).03.30	運営委員長数 [変更前] → [変更後]5名
	R02(2020).03.29	運営委員長数 [変更前]5名 → [変更後]会長が兼務する
	R04(2022).03.27	[変更前]1名 → [変更後]1名,副自治会長が兼務できる
第5条(5)		
第5条(6)	R03(2021).03.28	[変更前]1名 → [変更後]1名,副自治会長が兼務できる
第5条(7)	H22(2010).04.04	役員名称 [変更前]監事 → [変更後]監査
第5条(8)	R03(2021).03.28	自治会民生児童協力委員 追記
第5条2	H22(2010).04.04	役員名称 [変更前]監事 → [変更後]監査
第5条4	R02(2020).03.29	[変更前]運営委員は幹部役員と自治会長が必要と認める者のほか、組長が兼務し、運営委員長は所属委員の互選により選出する。 → [変更後]運営委員は幹部役員と自治会長が必要と認める者とする。
第9条3	H21(2009).03.15	(委任状を含む) 追記
	R02(2020).03.29	[変更前]総会は、会員の2分の1(委任状を含む)の者の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数(委任状を含む)で議決する。 → [変更後]議事は、出席者の過半数で議決する。
第10条2	H21(2009).03.15	[変更前]役員会の成立条件等は、前条第3項を準用する。 → [変更後]議事は、出席者の過半数で議決する。
第11条3	R02(2020).03.29	[変更前]運営委員会にそれぞれ委員長を置き、所属委員の互選により選出する。 → [変更後]運営委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
第12条2	H28(2016).04.03	会費 [変更前]年額600円(月額50円) → [変更後]年額1,200円(月額100円)
第12条3	H15(2003).03.30	注記(年度途中での転入者は月割りで納入,転出者はその年の会費払い戻しは行わない)追記
第12条4	H29(2017).04.02	[変更前]青葉・石川自治会会員で同一世帯での同居家族が死亡された時は、霊前として、青葉・石川自治会長名で10,000円を支払う。(お返しは無しとする) → [変更後]条項削除
	R02(2020).04.01	条項追加 [変更後]青葉・石川自治会会員で同一世帯での同居家族が死亡された時は、霊前として、青葉・石川自治会長名で5,000円を支払う。(お返しは無しとする)
第12条5	H22(2010).04.04	自主防災会,社会福祉協議会支部の会計を一括して処理する旨を追記。
(役員手当)	H18(2006).03.12	スポーツ指導員手当 追記。
	H29(2017).04.02	[変更前]副会長47,000円, 会計8,000円, 書記8,000円, スポーツ指導員10,000円, 班長6,000円+144円72円×担当世帯数, 組長2,100円+144円72円×担当世帯数 → [変更前]副会長23,500円, 会計4,000円, 書記4,000円, スポーツ指導員5,000円, 班長3,000円+144円72円×担当世帯数, 組長2,100円+144円72円×担当世帯数
	R03(2021).03.28	自治会民生児童協力委員手当 追記
別表第1	H19(2007).03.18	安全委員会 分掌事項修正
	H19(2007).03.18	福祉委員会 追加
	R02(2020).03.29	各運営委員会に、主体となる役員を追記。
	R02(2020).03.29	環境委員会分掌事項修正 [変更前]老人クラブ → [変更後]各クラブ
	R02(2020).03.29	安全委員会 [変更前]緑の保存・道路・橋梁・区画整理・都市整備・排水路・交通安全施設・防犯・防災、その他安全に関すること。 → [変更前]緑の保存・道路・区画整理・都市整備・排水路・交通安全施設・防犯・防災、その他安全に関すること。
	R02(2020).03.29	文化委員会 [変更前]社会教育,文化財,集会所,生活学級,婦人会,青年会,PTA,学校教育,その他教養に関すること。 → [変更後]社会教育,学校教育,その他教養に関すること。

ひたちなか市社会福祉協議会 青葉・石川支部 運営規約

(名称,事務局)

第1条 本支部は、社会福祉法人ひたちなか市社会福祉協議会(以下「ひたちなか市社協」という)青葉・石川支部と称し、事務局を支部長宅におきます。

(構成)

第2条 本支部は、ひたちなか市青葉・石川自治会内の、ひたちなか市社協の会員をもって構成します。

(目的)

第3条 本支部は、ひたちなか市社協が定めた「福祉のまちづくり推進計画」の理念にある「人と人の連帯、心のふれあいのなかから支えあう福祉の実践を通して福祉のまちづくりを進める。」ことを目的として、下記の事業を遂行しようとするものです。

- (1) 福祉啓発事業
- (2) 高齢社会対策事業
- (3) その他、地域の実情に応じた福祉活動

(運営委員会)

第4条 本支部に、次の支部福祉活動委員会をおきます。

- | | |
|------------------------|-------------------------------------|
| (1) 支部長(運営委員長) | [自治会会長] ^[来歴] |
| (2) 副支部長(副運営委員長) | [自治会副会長(市政副協力委員)] ^[来歴] |
| (3) 事務局長 | [自治会会長] ^[来歴] |
| (4) 会計 | [自治会会計] ^[来歴] |
| (5) 運営委員 | [自治会副会長・民生児童委員] ^[来歴] |
| (6) 監査 ^[来歴] | [自治会監査] ^[来歴] |
| | []内は対応する自治会役員 ^[来歴] |

*本会に協力員を置き、協力員は必要に応じて運営委員会に出席することができます。

(運営委員会の職務)

第5条 運営委員長は、支部福祉活動委員会を代表し、会議の議長となります。

- 2 副運営委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に事故あるときは、その職務を代行します。
- 3 事務局長は、会務にあたります。
- 4 会計は、本支部の会計にあたります。
- 5 運営委員は、業務の推進にあたります。
- 6 監査^[来歴]は、会計の監査にあたります。

(運営委員会の任期)

第6条 運営委員の任期は、次によるものとし、再任を妨げません。

- (1) 自治組織の職務を任期として追行する期間。
- (2) 民生児童委員^[来歴]及び福祉団体等の役職を追行する期間。
- (3) 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

*協力員の任期は、必要に応じて運営委員会で定めます。

(会議)

第7条 本支部の会議は、運営委員会とし、運営委員会は必要に応じ運営委員長が招集します。

(経費)

第8条 本支部の経費は、ひたちなか市社協より支出される、会費還元金、助成金、並びに、自治会よりの助成金及び寄付金をもってあてます。

(会計年度)

第9条 本支部の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとします。

附則 この規約は、令和2年3月29日より施行、適用します。

[改定来歴]

第4条(6) H22(2010).04.04 役員名称 [変更前]監事 → [変更後]監査

第4条(1)~(6) R02(2020).03.29 対応する自治会役員 追記

第5条6 H22(2010).04.04 役員名称 [変更前]監事 → [変更後]監査

第6条(2) R02(2020).03.29 [変更前]民生委員 → [変更後]民生児童委員

青葉・石川自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は、青葉・石川自主防災会(以下「本会」という)と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害(以下「地震等」という)による被害の防止、及び、軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達,消火,救出救護,避難誘導,給食給水等、応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

(会員)

第5条 本会は、青葉・石川自治会の地域内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名^[来歴]
- (3) 会計^[来歴] 1名^[来歴]
- (4) 監査 1名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は、原則2年^[来歴]とする。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、本会の事務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。

3 役員^[来歴]は、役員会^[来歴]の構成員となり、本会の運営に当たる。

4 監査は、本会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本会に、総会及び役員会^[来歴]を置く。

(総会)

第9条 総会は本会の最高の議決機関であって、役員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回(3月自治会総会時)^[来歴]に開催する。
ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
- (3) 事業計画に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他総会が特に必要と認めたこと。

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(役員会^[来歴])

第10条 役員会^[来歴]は、会長、副会長及び幹事によって構成する。

2 役員会^[来歴]は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべきこと。
- (2) 総会により委任されたこと。
- (3) その他役員会^[来歴]が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、自治会及び班ごとに^[来歴]防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導、および、給食給水に関すること。
- (5) その他必要な事項。

(会費)

第12条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第13条 本会の運営に関する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計)

第15条 会計監査監査は、毎年1回監査が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付則 この規約は、令和2年3月29日から実施する。

[改定来歴]

第6条(2)	H14(2002).03.31	[変更前]1名 → [変更後]2名
	H17(2005).03.31	[変更前]2名 → [変更後]3名
	H24(2012).04.01	[変更前]3名 → [変更後]4名
	H26(2014).04.06	[変更前]4名 → [変更後]5名
	H29(2017).04.02	[変更前]5名 → [変更後]3名
第6条(3)	R02(2020).03.29	[変更前]幹事若干名 → [変更後]会計1名
第6条3	R02(2020).03.29	任期 [変更前]原則1年 → [変更後]原則2年
第7条3	R02(2020).03.29	[変更前]幹事、幹事会 → [変更後]役員、役員会
第8条	R02(2020).03.29	[変更前]幹事会 → [変更後]役員会
第9条2	R02(2020).03.29	(3月自治会総会時) 追記
第10条	R02(2020).03.29	[変更前]幹事会 → [変更後]役員会
第10条2	R02(2020).03.29	[変更前]幹事会 → [変更後]役員会
第11条	R02(2020).03.29	自治会及び班ごとに 追記

青葉・石川自主防災会 防災計画

1. 趣旨

この計画は、青葉・石川自主防災会規約第11条第1項の規定に基づき、青葉・石川自主防災会の防災活動に必要な事項を定める。

2. 計画事項

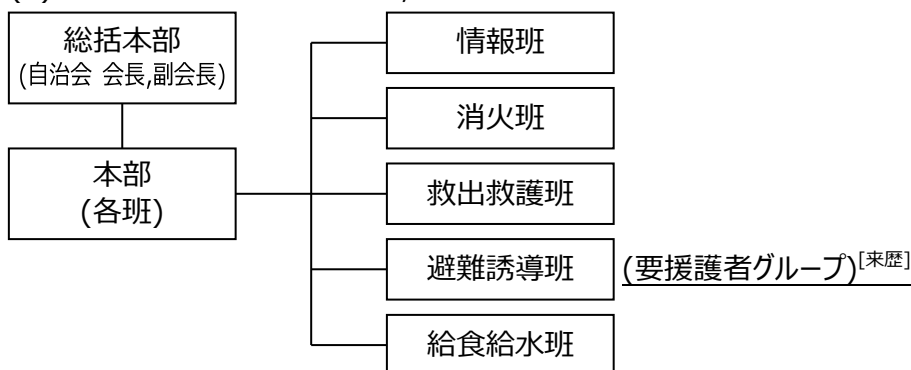
この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災会の編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 防災訓練の実施に関する事。
- (4) 情報の収集伝達に関する事。
- (5) 出火防止及び初期消火に関する事。
- (6) 救出救護に関する事。
- (7) 避難誘導に関する事。
- (8) 給食給水に関する事。

3. 災害組織の編成

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、青葉・石川自主防災会の組織を次のとおり編成する。

- (1) 自治会の班をもって本部とする。
各班は訓練時及び災害時に班長(組長)を中心に組織する。[来歴]
- (2) 各本部の統括は、統括本部が行う。
- (3) 統括本部は、自治会の会長、副会長で構成する。



4. 防災知識の普及

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及を行う。

(1) 普及事項

普及事項は、次のとおりとする。

- ア 防災組織及び防災計画に関する事。
- イ 地震, 火災, 風水害等についての知識に関する事。
- ウ 地域周辺の環境に応ずる防災知識に関する事。
- エ 各家庭における防災上の留意事項に関する事。
- オ その他防災に関する事。

(2) 普及の方法

防災知識の普及方法は、次のとおりとする。

- ア 広報紙, パンフレット, リーフレット, ポスター等の作成配布
- イ 役員会等での話し合い[来歴]
- ウ 各マンション掲示及び回覧[来歴]

(3) 実施時期

市の防災訓練日の他、自治会独自で実施日を決定する。[来歴]

5. 防災訓練の実施

地震等の災害の発生に備えて、情報の収集伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練(三世代防災訓練・マンション避難訓練)^[来歴]及び総合訓練とする。

(2) 個別訓練の内容^[来歴]

個別訓練は、次のとおりとする。

- ア 情報の収集伝達訓練
- イ 消火訓練
- ウ 避難訓練
- エ 救出救護訓練
- オ 給食給水訓練
- カ その他

(3) 総合訓練

総合訓練は、市防災訓練及び三世代防災訓練^[来歴]を総合的に行うものとする。

(4) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(5) 訓練の時期

訓練は、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、必要に応じ随時実施する。

6. 情報の収集伝達

被害状況を正確かつ迅速に把握し、情報の収集伝達を次により行う。

(1) 情報の収集伝達

情報班員は、地域内の防災情報及び防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集伝達の方法

情報の収集伝達は、電話、テレビ、ラジオ、防災無線放送、LINE・メール等^[来歴]による。

7. 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

地震時等においては、火災の発生が災害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月1日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点を置いて点検整備する。

- ア 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- イ 可燃性危険物等の保管状況
- ウ 消火器等の消火資機材の整備状況
- エ その他建築物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の消火資機材を配備する。

水バケツ等^[来歴] 各班単位で配備

8. 救出救護

(1) 救出救護活動

救出救護班員は、建物の倒壊、落下物等により救出、救護を要する者が生じたときは、直ちに救出救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出救護班員は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めるときは、次の医療機関又は防災機関の設置する応急救護所に搬送する。

- ア (株)日立製作所 ひたちなか総合病院^[来歴]
- イ 中山医院

(3) 防災関係機関の出動要請

救出救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めるときは、防災関係機関の出動を要請する。

9. 避難誘導

警戒宣言が発せられた場合、突然地震が発生した場合及び火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次により避難誘導を行う。

(1) 避難誘導の指示

市長の避難命令が出たとき又は会長が避難の必要があると認めるときは、会長は、避難誘導班 本部に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、会長・本部の避難誘導の指示に基づき、住民を避難場所に誘導する。避難誘導に際しては、避難路に支障がないかどうかを事前に点検し、安全を確認する。

(3) 避難場所

ひたちなか市立第一中学校, ひたちなか市文化会館, 子育て支援・多世代交流施設^[来歴]
(一時避難場所 大平公園 及び アネージュ石川パークサイト北側駐車場)^[来歴]

10. 給食給水

避難場所等においては、各家庭で非常持出しした食料、飲料水を飲食することを原則とするが、配給等を受けた場合、給食及び給水は次により行う。

(1) 給食の実施

給食給水班員は、市から配給された食料等の配分^[来歴]、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食給水班員は、貯水槽、井戸、濾過水機使用等により確保した飲料水、又は、市から提供された飲料水により給水活動を行う。

付則 この防災計画は、令和2年3月29日から実施する。

[改定来歴]

3.組織図	H19(2007).03.18	避難誘導班の右に(要援護者グループ)追記
3.(1)	R02(2020).03.29	各班は訓練時及び災害時に班長(組長)を中心に組織する。追記
4.(2)イ	R02(2020).03.29	[変更前]座談会,講演会,映画会等の開催 → [変更後]役員会等での話し合い
4.(2)ウ	R02(2020).03.29	[変更前]パネル等の展示 → [変更後]各マンション掲示及び回覧
4.(3)	R02(2020).03.29	[変更前]防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、その他必要に応じ随時実施する。 → [変更後]市の防災訓練日の他、自治会独自で実施日を決定する。
5.(1)	R02(2020).03.29	(三世代防災訓練・マンション避難訓練) 追記
5.(2)	R02(2020).03.29	[変更前]個別訓練の種類 → [変更後]個別訓練の内容
5.(3)	R02(2020).03.29	[変更前]2以上の個別訓練 → [変更後]市防災訓練及び三世代防災訓練
6.(2)	R02(2020).03.29	[変更前]電話,テレビ,ラジオ,防災無線放送,伝令等 → [変更後]電話,テレビ,ラジオ,防災無線放送,LINE・メール等
7.(2)	R02(2020).03.29	[変更前]消火器,水バケツ,消火砂等 → [変更後]水バケツ等
8.(2)ア	H22(2010).07.01	[変更前]水戸総合病院 → [変更後]ひたちなか総合病院
9.(3)	R02(2020).03.29	避難場所 子育て支援・多世代交流施設 追記, 一時避難場所 追記
10.(1)	R02(2020).03.29	[変更前]市から配給された食料又は米穀類販売業者等から提供された食料等 → [変更後]市から配給された食料等